

気象庁長官 殿

国土交通大臣 北側 一雄

平成17年度に気象庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成17年度に気象庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I. 気象庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II. 気象庁が達成すべき目標についての評価

1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について

具体的な目標 飛行場における気象観測能力の向上を図るため、82空港で空港気象観測システムを運用することを目指し、17年度は3空港に整備し、計43空港で運用する。
評 価 【評定】 目標は達成されたと認められる。 【所見】 平成17年度は3空港（新北九州、青森、種子島）において空港気象観測システムを整備し、既に整備されているものと合わせると計43空港での運用がされており、着実な取り組みが行われている。（神戸空港においては、平成16年度に空港気象観測システムを整備され、平成17年度に運用が開始された。）この結果、時間的により一層きめ細かな観測データを航空会社等に提供することができ、飛行計画策定等に役立つものと期待されることである。最終的には82空港で運用することを目指し、引き続き計画的に空港気象観測システムの整備を推進することが必要である。

<p>具体的な目標</p> <p>関係機関と密接に連携して、観測成果の活用、情報内容の充実、情報提供機能の強化を図るものとして①消防庁衛星通信網を活用した防災情報提供を実現するため、消防庁への情報提供を開始する。②都道府県が管理する河川を対象として、都道府県と共同で行う洪水予報（指定河川洪水予報）を16道府県での実施から20都道府県での実施に拡充させる。</p>
<p>評 価</p> <p>【評定】 目標は達成されたものと認められる。</p> <p>【所見】 ①消防庁は衛星通信網を活用した情報提供システムを機能強化することとしており、これに関連して、消防庁へ気象情報の利用に関する支援を行った。今後も、市町村等の的確な防災対応に資することが期待される。 ②宮城県、茨城県、栃木県、岡山県及び徳島県の5県において、県が管理する河川を対象として県と気象庁とが共同で発表する指定河川洪水予報業務を開始しており、着実な取り組みが行われている。これにより、都道府県と共同で行う洪水予報は、目標を上回る21道府県に拡大した。 今後も、都道府県と地元気象台との協議を重ね、指定河川洪水予報業務の拡充を図ることが必要である。</p>

<p>具体的な目標</p> <p>きめ細かな防災対応を支援するため、レーダー・アメダス解析雨量と降水短時間予報を高分解能化し、共に1kmメッシュとする。</p>
<p>評 価</p> <p>【評定】 目標は達成されたものと認められる。</p> <p>【所見】 これまではレーダー・アメダス解析雨量を2.5kmメッシュで、降水短時間予報を5kmメッシュで提供してきたところであるが、平成17年度においては共に1kmメッシュとした。今後は、これを利用して大雨の状況・見通しを詳細に把握し洪水警報や土砂災害警戒情報の精度向上を図ることが必要である。</p>

<p>具体的な目標</p> <p>有害紫外線の観測情報及び予測情報を気象庁ホームページから提供開始する。</p>
<p>評 価</p>

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

これまで有害紫外線情報にかかるシステムの構築を進めてきたところであるが、平成17年5月から気象庁ホームページにおいて観測情報及び予測情報の提供を開始した。今後も、広く国民の間で、外出時の紫外線対策に活用されることが必要である。

具体的な目標

海洋環境や地球温暖化に関する海洋の変化傾向や変動についての評価（診断）を「海洋の健康診断表」としてとりまとめ、定期的な情報の提供を開始する。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

平成17年10月から、気象庁ホームページにおいて、「海洋の健康診断表」の提供を開始した。これにより、地球環境や気候に関連する最新の海洋の状況についての共通の理解や、海洋環境を含む地球環境の保全に寄与することが必要である。

具体的な目標

東海地震の監視能力向上及び東南海域の地震活動の把握のため、新たにケーブル式海底地震計を整備するにあたり、平成17、18年度の2カ年で地震計、津波計などセンサーの製作を行う。その初年度として、機器の詳細設計及び製作に取りかかる。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

東海地震の監視能力向上及び東南海域の地震活動の把握のため、平成18年3月に地震計、津波計などセンサー機器の詳細設計及び製作に着手した。計画どおり平成20年度までにケーブル式海底地震計を設置し、東海地震や東南海地震発生時のより早い緊急地震速報の提供の実現や、東南海・南海地震のメカニズム解明を推進するため、平成18年度においては、これらの機器の製作を完了することが必要である。

具体的な目標

鉄道分野における「緊急地震速報」の先行的な実用化を図ることにより、多くの分野での実用化を促進する。このため、鉄道分野において、実用化のための環境整備を関係機関と連携して推進し、同分野での本格運用が可能となるよう平成17年度中に準備を完了する。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

「緊急地震速報」の発表に用いる観測装置を全国に展開し、試験運用の対象地域を全国に拡大した。また、有識者等からなる検討会を開催し、今後の一般への情報提供に向けた具体的な検討を行った。今後は、鉄道分野における「緊急地震速報」の実用化に資するよう緊急地震速報の提供を開始するとともに、多くの分野における実用化を推進することが必要である。

具体的な目標

活動度の高い火山の活発化に対応して、火山における地震や地盤の膨張・伸縮等から地下のマグマの動きを的確に把握できる火山の数を、平成19年度までに全国で10とすることを目指し、観測データの解析技術の改良等を進めることで平成17年度には、その把握能力を有する火山を6とする。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

十勝岳及び有珠山を対象として、観測データの解析技術等の改良を図った結果、マグマの動きを的確に把握できる火山の数は6となり、一層きめ細かな防災情報が提供されるものと期待される。今後、他の活動度の高い火山についても地下のマグマの動きを的確に把握できるよう、技術改良等を推進することが必要である。

2. 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について

具体的な目標

天気予報、週間天気予報等の基礎となる全地球を対象とした数値予報モデルを改善し、平成17年には、5日先の予測精度（数値予報モデルが予測した気圧が500hPaとなる高度の実際との誤差。平成12年度実績は61.5m。）を平成12年実績の4日先の予測精度（48.2m）まで向上させ、予報の改善に反映させる。

評 価

【評定】

目標には達していないが相当の実績が上がっている。

【所見】

これまでの数値予報モデル改良で予測精度は着実に向上しており、北半球については目標値と測定値との間の隔たりが縮小（平成14年：62.4m、平成15年：61.1m、平成16年：5

7.0m、平成17年：52.3m) してきたが、目標の48.2mには到達しなかった。今後とも、新しい衛星観測データの利用等を進め、予測精度の向上を図ることが必要である。

3. 気象業務に関する国際協力の推進について

具体的な目標

インド洋における国際的な津波早期警戒メカニズムの構築の支援として、関係の国際会議に職員を派遣するとともに、国際的な研修等に積極的に参画することにより、我が国及び太平洋域で培ってきた、津波予報の作成、発表及び伝達に係る知見や技術に関係国に提供する。

評価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

インド洋における国際的な津波早期警戒メカニズムの構築の支援のため、ユネスコ政府間海洋学委員会の会合等に専門家・職員を派遣した。また、JICA等が行う研修に参画し、津波情報に係る知見を関係国に提供した。これにより、関係各国において津波早期警戒メカニズムの検討が進むことが期待される。今後も国際的な津波早期警戒メカニズムの構築に向け、津波予報に係る技術の提供等の支援を関係国に行っていくことが必要である。

4. 気象情報の利用促進等について

具体的な目標

民間において利用可能な気象情報について、天気予報に関する数値情報等の充実により、提供量を1GB/日（前年度の目標に対して65%増）まで拡大を図る。

評価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

民間での適切な気象情報の提供を目的に、民間気象業務支援センターと協議し、天気予報に関する数値情報等を充実させることにより、18年3月で情報提供量は2.9GB/日となった。今後とも、様々な要望に応じた民間による気象情報の作成・提供の支援に資するよう情報提供の拡大を図ることが必要である。